

積極的な認知でいじめの早期発見・対応を

行為の軽重に関わらず、1回限りでも本人が「嫌だ」と感じたら、**いじめです**

再確認!

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法 第2条」より

「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～こんな子供の姿を見たことはありませんか～

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられる。遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。



(いじめの防止等のための基本的な方針:平成29年3月)より



こんな事例も…

些細な一言が…

授業中に先生に指されたが、答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。

こんな事例まで?

1回きりだから…

大人が気付く!
大人が判断する!

助言のつもりが…

CさんはDさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ」と助言したつもりだったが、対人関係に悩んでいたDさんは、その言葉で深く傷ついた。

発達特性のある子供に…

Eさんは、社交的で元気だが、自己中心的でわがままなところがある。また、周りの雰囲気を感じ取ることが苦手で、思い通りにならないと急に怒ることがある。ある日、Eさんがいつもより元気がなく、学級の友達に対して、威嚇的・攻撃的に接していた。よく見ると、他の子供がEさんと同じグループになることを避けている様子があった。

子供同士のちょっとしたトラブルが重大事案につながった事例もあります。**些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階で認知することが重要です。**学校が組織として把握（認知）し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげましょう。

小さな事案であっても、**一人で抱え込まずに生徒指導担当や管理職へ報告しましょう。**小さなことでもいじめであることに変わりはありません。些細なことから大きな事態へと発展する可能性を常に意識し、**学校全体で組織的に対応することが早期発見・早期対応につながります。**

ぜひ一読を!

『いじめ対策に係る事例集』

- ◆「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいた解説
- ◆学校の対応や子供への支援・指導のポイント等についての事例を掲載
- ◆いじめの防止や早期発見及び対処等、優れた事例等を掲載

